

いじめ防止基本方針

甲府昭和高等学校

「いじめの定義」

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様(例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

「基本的な考え方」

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、家庭・地域・学校が一体となって、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める。特に、生徒との関わりを多く持てるよう組織し、日々の教育活動のなかで実践する。



「いじめ防止」(未然防止のための取組)

○授業改善に関すること

「わかる授業」はもちろんのこと、「授業規律」にも取り組む。教科の観点だけでなく、生徒指導の観点や道徳教育の視点からも授業を参考にし合う。また、保護者、地域や他校種の人々に公開することで充実を図る。

- ・相互授業参観・公開授業
- ・教育課程委員会
- ・教科会議
- ・研修
- ・授業アンケート

○友人関係、集団づくり、社会性育成に関すること

他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切に気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

- ・学校行事
- ・生徒会活動
- ・ホームルーム活動
- ・部活動
- ・きずなの時間

○その他

家庭や地域と連携して、大人を巻き込んだ取組で自他を敬愛する心を育てる。また、行き届いた指導体制で対応する。
・さわやか教育の実践

「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

○変化に気づく

- ・生徒指導アンケート
- ・保健日誌
- ・朝の健康観察
- ・登校時指導週間
- ・5分前遅刻指導
- ・通学安全指導(通学時マナーアップ運動)
- ・二者懇談、三者懇談
- ・SCIによるカウンセリング

○気づいた情報の共有

- ・週はじめの全教職員の打合せ
- ・毎朝の学年の打合せ
- ・学年会議
- ・主任会
- ・職員会議

○速やかに対応

- ・正副担任または正副顧問が対応

「早期対応」(発見したいじめに対する対処)

○組織的ないじめ対応

- ・情報を集める
- ・指導・支援体制を組む
- ・生徒への指導・支援を行う
- ・保護者と連携する
- 教育相談体制
- ・保健室に特別支援コーディネーターを配置

・SCによるカウンセリング

- 関係機関との連携
- ・総合教育センター相談支援部・情報部
- ・少年サポートセンター
- ・警察・サイバー犯罪対策室
- ・山梨県臨床心理士会



「いじめ防止等の対策のための組織」

○いじめ防止対策委員会：主任会＋福祉や心理の専門家＋その他

- ・日常的な対応(月に1回):主任会メンバーで会議を行い、情報交換をするとともに「いじめ防止」や「早期発見」等について定期的に見直しをする。
- ・学期での対応(年に2回):主任会＋学校評議員で会議を行い、「生徒指導アンケート」の結果を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

- ・事案発生時の対応:主任会＋関係教職員(正副担任・正副顧問等)で会議を行い早期対応をする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。